

●香川県告示第4号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のように指定した。

平成22年1月5日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 1 指 定 番 号 中土指道 第11号
- 2 指 定 年 月 日 平成21年12月16日
- 3 指定道路の位置 丸亀市土器町西1丁目928番1、928番2、930番2及び同地先農道水路
- 4 指定道路の幅員とその延長 幅員 4.50メートル～5.03メートル  
延長 55.73メートル

関係の図面は、香川県土木部建築課及び香川県中讃土木事務所総務課において閲覧に供する。